

令和7年度巡回方式によるインフルエンザワクチン接種業務委託契約書

警察共済組合茨城県支部長（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、巡回方式によるインフルエンザワクチン接種業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、巡回方式によるインフルエンザワクチン接種業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、別添仕様書のとおりとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、契約締結の日から令和8年1月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 地方公務員等共済組合法施行規程第32条及び地方公務員等共済組合法施行規程運用方針第32条関係により免除する。

（委託料）

※ 委託料に100分の110を乗じた額が3,000円以下の場合

第5条 接種者1人当たりのインフルエンザワクチン接種委託料は、円とし、乙は検査終了後、接種した組合員数に接種委託料を乗じて得た金額及び委託料に係る消費税及び地方消費税相当額（法定の所定の税率）を甲に請求するものとする。

※ 委託料に100分の110を乗じた額が3,000円を超える場合

第5条 接種者1人当たりのインフルエンザワクチン接種委託料は、円とし、甲及び接種する組合員が双方負担して行うものとする。

2 接種委託料のうち、甲は、1人につき3,000円を乙に支払うものとする。

3 接種する組合員の負担額は、委託料から甲が支払う金額を控除した残額及び委託料に係る消費税及び地方消費税相当額（法定の所定の税率）とし、乙が実施場所において接種する組合員から徴収する。

（委託料の請求）

第6条 乙は巡回方式によるインフルエンザワクチン接種実施後速やかに、別紙2「業務完了報告書」により、甲に対し業務を完了したことを報告し、前条に規定する委託料を甲に請求するものとする。

2 請求金額は、接種した組合員数に第5条の金額をそれぞれ乗じて得た額を合計した額に、消

費税及び地方消費税の額を加算した額とする。ただし、1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(委託料の支払)

第7条 甲は、乙から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、受理した日から30日以内に乙に請求額を支払うものとする。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利義務譲渡の禁止)

第9条 乙は、甲の承諾を得ないで、この契約に基づいて生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、継承させてはならない。

(損害賠償責任)

第10条 乙は、本委託業務実施中に乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に対して損害を与えた場合は、乙がその損害を賠償するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、業務の実施に当たり知り得た個人情報について、関係法令を遵守することに加え、別紙3「個人情報取扱注意事項」、茨城県が定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき適正に取り扱うものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。甲は、この場合において、生じた損害を乙に請求することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
 - (2) 乙がこの契約を履行しないとき、又は履行することが困難であると甲が認めたとき。
 - (3) 乙の行為に詐欺その他不正の行為があると認めたとき。
 - (4) 乙が故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
 - (5) 乙がこの契約に定める事項に違反し、又は違反するおそれがあると甲が認めたとき。
- 2 甲は、第1項の規定により契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知する。この契約を解除した場合、契約解除までの業務実績に応じて、乙に委託料を支払うものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、この契約による業務の遂行に際し、知り得た事項を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(疑義の決定)

第14条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
警察共済組合茨城県支部
支部長 滝澤 幹 滋

乙 受 託 者

仕 様 書

本仕様書は、警察共済組合茨城県支部（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する令和7年度巡回方式によるインフルエンザ予防接種業務委託の内容について定める。

1 委託業務名

令和7年度巡回方式によるインフルエンザワクチン接種業務委託

2 接種ワクチン

インフルエンザワクチン

3 委託期間

契約締結の日から令和8年1月31日まで

4 実施予定人数

3,980人

5 実施場所

別表「実施所属所一覧表」のとおり

6 実施日時

10月初旬から11月中旬の月曜日から金曜日（祝日を除く。）午前9時から午後4時30分の間

7 委託内容及び実施方法

- (1) 1 所属所当たりの実施予定回数は、実施予定人数に基づき1回から4回とする。
- (2) 乙は、各所属所の実施日程（案）をあらかじめ警察本部厚生課健康管理室（以下「丙」という。）に提示し、丙は各所属所担当者の意向を確認後、乙と日程調整を行う。
- (3) 丙は、乙の求めにより各実施場所の配置図を送付する。
- (4) 乙は、予診票の様式について、あらかじめ丙に対しデータ提供を行うこと。丙は、提供があった予診票に必要な事項を記入したものを実施時に受付で提出するよう、接種者に事前説明を行う。また、乙は、予診票を事前に準備しなかった接種者に対応するため、予備の予診票及び筆記具を実施場所に設置すること。
- (5) 乙は、円滑に接種業務（会場設営、受付及び案内等を含む。）を進めるために必要な医師、看護師、職員等の配置予定人数を実施日の1週間前までに丙に連絡し、過不足が生じると丙が判断した場合は、丙の求めに応じて、当日必要な職員等を配置すること。
- (6) 会場設営に必要な机及び椅子は、各実施場所の備品を使用できるものとするが、その他の必要な物は乙が準備すること。
- (7) 乙は、接種者が甲の組合員であることを受付時に確認すること。
なお、組合員であることの確認方法については、乙に対し事前に別途教示する。

- (8) 乙は、受付時に接種を希望する組合員に、別紙1「令和7年度インフルエンザワクチン接種内訳」の接種日、所属所、組合員番号及び組合員氏名を自筆で記入させること。また、接種を希望する非組合員については、上記別紙1に記入を要しないこととするため、組合員及び非組合員の接種人数を確実に把握すること。ただし、警察本部庁舎での実施については、甲が上記別紙1を電子的に作成する。

乙は、実施終了後、各所属所担当者と共に組合員及び非組合員の各接種人数に誤りがないことを確認すること。また、上記別紙1については、各所属所担当者が丙に送付する。

- (9) 甲が、乙に支払うインフルエンザワクチン接種委託料は、組合員1人当たり3,000円（委託料（消費税及び地方消費税を含む。）が3,000円以下の場合は委託料）とし、不足額が発生する場合は、受付時に乙が接種者から徴収する。また、非組合員については、受付時に接種費用全額を、乙が受付時に非組合員から徴収すること。

乙は、接種費用を現金で徴収する場合に備え、つり銭を準備すること。

- (10) 乙は、派遣した医師による問診等を行った後、ワクチンの接種を実施するが、接種後に体調不良者が発生した場合は、速やかに適切な対応を行うこと。

- (11) 乙は、実施の日程が終了する都度、別紙2「業務完了報告書」を甲に送付し、検査を受けること。

乙は、全日程が終了し、甲による全ての検査が完了した後、速やかに接種費用を甲に請求すること。

なお、上記別紙2の最終提出期限は令和8年1月31日とする。

- 8 その他実施に関する詳細は、甲、乙及び丙で協議するものとする。

なお、この仕様書に記載の実施予定人数及び実施予定回数については、変動することがある。

業 務 完 了 報 告 書

令 和 年 月 日

警察共済組合茨城県支部長 殿

下記の業務が完了しましたので報告します。

記

1 委託業務名

令和7年度巡回方式によるインフルエンザワクチン接種業務委託

2 契約締結日

令和7年 月 日

3 実施日

令和 年 月 日

4 実施内容

(1) 実施場所

(2) 実施人数

人

令和7年度インフルエンザワクチン接種内訳のとおり

個人情報取扱注意事項

（基本事項）

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に関わる業務（以下「業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、その使用する職員に対し、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（収集の制限）

第3条 乙は、業務処理に関し、個人情報を収集する場合は、業務目的を達成するために必要最小の範囲で、適法かつ公正な方法により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4条 乙は、甲の承諾を受けた場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（漏えい、滅失及び毀損の防止等）

第5条 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（資料等の返還等）

第6条 乙は、業務を処理するため、甲から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は提供しなければならない。ただし、他の法令等による規定がある場合又は甲が別に指示した場合は、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第7条 乙は、業務の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合を除き、甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の承諾を得ないで複写し、又は複製してはならない。

（再委託の制限）

第8条 乙は、業務を処理するに当たりその個人情報の取扱いは自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（事故発生時における報告）

第9条 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。